

郡山市工事成績評定通知実施要領

平成19年 4 月 1 日 制定

令和 4 年10月24日 最終改正

[財務部契約検査課]

(目的)

第 1 この要領は、工事成績について、郡山市工事成績評定要綱（平成19年 2 月22日制定。以下「要綱」という。）に規定する評定の通知及び請求について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(評定点等の通知)

第 2 市長は、評定者から 1 件の請負金額が500万円以上の物件の評定表等が提出されたときは、速やかに当該工事の受注者に評定点を検査結果と併せて検査結果兼工事成績評定通知書（様式第 1 及び細目別評定点採点表）により通知するものとする。要綱第 8 条の規定に基づき評定を修正した場合も同様とする。

(説明請求に対する回答)

第 3 要綱第 9 条第 2 項の回答は、工事成績評定に係る説明書（様式第 2）により行うものとする。また、工事担当課で回答するものにあつては、契約検査課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年11月 1 日から施行する。